

第 1 章 総則

(本規約の目的)

- 第 1 条 グローバル IP ネットワークサービス利用規約(以下「本規約」といいます。)は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)が提供するグローバル IP ネットワークサービスの利用について定めるものです。
- 2 グローバル IP ネットワークサービス契約者(以下「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。
- 3 当社は、本規約によるほか、国際電気通信連合憲章(平成 7 年条約第 2 号) 国際電気通信連合条約(平成 7 年条約第 3 号) 条約付属国際電気通信規則(平成 2 年 6 月郵政省告示第 408 号) 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。)その他の法令に基づき、契約者に対してグローバル IP ネットワークサービスを提供します。

(本規約の範囲等)

- 第 2 条 本規約は契約者と当社との間のグローバル IP ネットワークサービスに関する一切の關係に適用します。
- 2 当社がグローバル IP ネットワークサービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知するグローバル IP ネットワークサービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

(本規約の変更)

- 第 3 条 当社は本規約を必要に応じて変更することがあります。この場合、提供条件は変更後の規約によります。
- 2 本規約の変更は、当社ホームページその他当社が別に定める方法により、契約者に通知された時点で効力を生じるものとします。

(本規約の公表)

- 第 4 条 当社は、当社のホームページ(<http://www.ntt.com/tariff/comm/>)その他当社が別に定める方法により、本規約を公表します。

(定義)

- 第 5 条 本規約において以下の用語は以下のことを意味します。

用語	定義
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 グローバルIPネットワーク	主としてインターネット網に接続することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれといたって設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じとする。)
4 グローバルIPネットワークサービス	グローバルIPネットワークを使用して行う電気通信サービス
5 グローバルIPネットワークサービス契約	当社からグローバルIPネットワークサービスの提供を受けるための契約
6 グローバルIPネットワークサービス契約者	当社とグローバルIPネットワークサービスの契約を締結している者
7 付加サービス	グローバルIPネットワークサービスに付加的に提供されるサービス
8 アクセスコード	契約者がグローバルIPネットワークサービスを利用できるように当社により割り当てられたコード及びパスワード
9 提供条件書	本規約に基づいて提供されるグローバルIPネットワークサービスについて記し、当該グローバルIPネットワークサービスに適用される追加条件が記載してあるもの。本規約別紙を構成する。
10 申込書	契約者が押印し、当社が契約者に提供するグローバルIPネットワークサービスの料金、その他の条件を記したグローバルIPネットワークサービスの発注書
11 利用料金	当社がグローバルIPネットワークサービスを提供する対価として設定し、申込書に定めたグローバルIPネットワークサービスの利用にかかる費用
12 工事費	当社がグローバルIPネットワークサービスを提供する対価として設定し、申込書に定めたグローバルIPネットワークサービスの工事にかかる費用
13 固定型料金	利用料金のうち、グローバルIPネットワークサービスの種類及び品目、利用プランに

	応じて利用料金を定めるもの
1 4 従量型料金	利用料金のうち、グローバルIPネットワークサービスの種類及び品目、利用プランと毎月のサービス利用量に応じて利用料金を定めるもの
1 5 料金	利用料金及び工事費
1 6 契約者指定回線	本規約に基づいて当社のノードに設置される交換設備と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)の当社が指定する場所との間に設置される電気通信設備
1 7 アクセスライン	グローバルIPネットワークサービスを利用するために、契約者回線の終端と契約者の希望する場所との間に設置される当社又は当社以外の電気通信設備
1 8 構内配線	グローバルIPネットワークサービスを利用するために、契約者回線の終端と同一の構内の当社が指定する場所との間に設置される当社の電気通信設備
1 9 回線収容部	アクセスライン又は構内配線と接続する契約者指定回線を収容するために当社が設置する電気通信設備
2 0 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内であるもの
2 1 自営端末設備	当社以外の者が設置する端末設備
2 2 自営電気通信設備	当社以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
2 3 技術基準等	(1) 事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号) (2) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号) (3) 端末設備等の接続の技術的条件(以下「技術的条件」という。) (4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件
2 4 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
2 5 POP (Point of Presence)	グローバルIPネットワークと契約者との接続点(アクセスポイント)をいう
2 6 データセンター	コロケーションサービス提供のための当社及び当社の指定する施設
2 7 対象物件	本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附随する設備等の通信設備等であり、具体的内容は承諾書に記載されたとおりとする
2 8 コネクティビティサービス	本規約に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブル又は接続端末であり、具体的内容は承諾書に記載されたとおりとする
2 9 FQDN (Fully Qualified Domain Name)	ホスト名に続けて、ドメイン名まで省略せずにすべてを指定した記述形式をいう。例えばwww.ntt.com等
3 0 オリジンサーバ	当社がインターネット上に設置するWebサーバをいう。
3 1 キャッシュサーバ	グローバルIPネットワーク上に当社及び当社のグループ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバをいう。
3 2 グローバルDNSサービス機能	エンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュサーバに振り分ける機能をいう。

(外国における取扱制限)

第6条 本規約に基づくグローバルIPネットワークサービスの提供にあたっては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

(グローバルIPネットワークサービスの終了)

第7条 当社は、契約者に対しあらかじめ書面で通知し、グローバルIPネットワークサービス又はグローバルIPネットワークサービスの一部を終了できるものとします。この場合、当社は、契約者及びその他のいかなる者に対しても、一切の責任を負わないものとします。

(グローバルIPネットワークサービスの種類)

第8条 グローバルIPネットワークサービスには、次の種類があります。

- (1) トランジットサービス
- (2) コロケーション向けトランジットサービス
- (3) IPv6ネイティブサービス
- (4) スマートコンテンツデリバリー

(契約の単位)

第 9 条 当社は、提供条件書に定める契約の単位毎に 1 のグローバル IP ネットワークサービス契約を締結します。この場合、契約者は 1 のグローバル IP ネットワークサービス契約につき 1 人に限ります。

(契約者指定回線の終端)

第 10 条 当社は、当社又は当社の指定するノード内において、配線盤等を設置し、これを契約者指定回線の終端とします。

(グローバル IP ネットワークサービス契約の申込の方法)

第 11 条 グローバル IP ネットワークサービス契約の申込みをするときは、本規約の内容を承諾したうえで、当社所定の申込書及びその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に必要事項を記載し、当社に提出していただきます。

(グローバル IP ネットワークサービス契約の申込の承諾)

第 12 条 当社は、グローバル IP ネットワークサービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。この場合、当社は契約者に対して承り書により通知します。グローバル IP ネットワークサービス契約は、同書面に記載された日付をもって成立することとします。

2 当社は、グローバル IP ネットワークサービス契約の申込みを承諾するにあたり、利用開始希望日について契約者と協議し、決定します。

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、グローバル IP ネットワークサービスの申込みを承諾しないことがあります。

- (1) グローバル IP ネットワークサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) グローバル IP ネットワークサービス契約の申込みをした者が、グローバル IP ネットワークサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) グローバル IP ネットワークサービス契約の申込みをした者が、第 23 条 (利用停止) の規定に該当し、グローバル IP ネットワークサービスの利用を停止されている、又はグローバル IP ネットワークサービスの解除を受けたことがあるとき。
- (4) グローバル IP ネットワークサービス契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者が行うサービス内容の変更)

第 13 条 契約者が利用中のグローバル IP ネットワークサービス内容の変更を希望する場合 (付加サービスの追加、変更、廃止を含みます。) は、変更の旨及び変更する内容等を当社が指定する申込書に記載し、当社に提出していただきます。

2 前項の申込みがあったときは、当社は、第 12 条 (グローバル IP ネットワークサービス契約の申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

3 前項の申込み承諾時には、契約者は、当社に対して申込書に定める料金を支払うものとします。

4 変更後のグローバル IP ネットワークサービスに係る利用料金は、当社が変更を承諾し、変更後のグローバル IP ネットワークサービスの利用を開始した日、又は当社が別途定める日より適用します。

5 本条第 1 項に基づき、契約者が申込書に記載されているアクセスライン又は構内配線の終端の場所について変更の申込みをした場合に、当該アクセスライン又は構内配線と接続する契約者指定回線について、他のノードの回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社はその変更を行うこととし、契約者には当該変更に伴い発生する工事費に消費税相当額を加算した額をお支払いいただきます。ただし、第 12 条 (グローバル IP ネットワークサービス契約の申込の承諾) 第 3 項のいずれかに該当するときは、当社はその変更を行わないことがあります。この結果、契約者がグローバル IP ネットワークサービスを利用できなくなる場合、当社は契約者にそのことを通知します。

(届出事項の変更等)

第 14 条 契約者は、申込書に記載された契約者の名称、住所、その他グローバル IP ネットワークサービス契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出て頂きます。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 本条第 1 項に規定する変更の申し出を怠ったときにより不利益を被った場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

(アクセスライン又は構内配線の接続)

第 15 条 契約者は、グローバル IP ネットワークサービスを利用するために接続されるアクセスライン又は構内配線について、その種類、品目その他必要事項を記載した当社所定の書面を当社に提出して頂きます。当社は、当該提出があった場合において、そのアクセスライン又は構内配線に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表若しくはそれに相当するものによりその接続が制限されるときを除き、その接続を承諾します。この場合において、当社は接続したアクセスライン又は構内配線の品質によりグローバル IP ネットワークサービスの品質が影響を受けたとし

ても責任を負わないものとします。

(権利及び義務の譲渡の禁止)

第16条 契約者は、グローバルIPネットワークサービス契約に基づく自らの権利及び義務を第三者に売却又は譲渡することができません。

(契約者の地位の承継)

第17条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があった場合、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併若しくは分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

(最低利用期間等)

第18条 当社が提供するグローバルIPネットワークサービス(スマートコンテンツデリバリーを除く)には最低利用期間があり、その期間については提供条件書に定めるものとします。

2 スマートコンテンツデリバリーについては、契約期間があり、その期間については提供条件書に定めるものとします。契約期間満了の1ヶ月前までに契約者又は当社より相手に契約解除又は契約内容変更の申し出がない場合、契約期間は1年間自動更新されたものとみなします。

3 第13条(契約者が行うサービス内容の変更)に定めるグローバルIPネットワークサービスの内容の変更があった場合、変更後のサービスの利用を開始した日より、新たに提供条件書に定める最低利用期間又は契約期間を開始するものとします。

4 本条第1項の最低利用期間内又は第2項に定めるスマートコンテンツデリバリーに係る契約期間内(更新期間を含みます)にグローバルIPネットワークサービス契約の解除があった場合、契約者は固定料金については残余の期間分の利用料金に相当する額を、従量型料金については、残余の期間分の申込書に定めた利用プラン(従量型料金で当社が設定する最低利用速度をいう。)に対応する利用料金又は基本額に相当する額を、当社が定める期日までに一括して支払うものとします。但し、当該グローバルIPネットワークサービス契約の解除と同時に、それと同額又はそれよりも高い利用料金で新たなグローバルIPネットワークサービス契約が締結される場合は、その限りではありません。

5 本条第1項の最低利用期間内又は第2項に定めるスマートコンテンツデリバリーに係る契約期間内(更新期間を含みます)に、第13条(契約者が行うサービス内容の変更)に定めるグローバルIPネットワークサービスの内容の変更に伴う利用料金の減額があった場合、契約者は固定型料金については利用料金に相当する額、従量型料金については、申込書に定めた利用プランに対応する利用料金又は基本額に相当する額について、残余の期間に対応する減額による差額分を、当社が定める期日までに一括して支払うものとします。

6 契約者は、第1項の最低利用期間内又は第2項に定めるスマートコンテンツデリバリーに係る契約期間内(更新期間を含みます)に付加サービスの廃止があった場合、残余の期間分の付加サービスに係る利用料金に相当する額を、当社が定める期日までに一括して支払うものとします。

(契約者によるグローバルIPネットワークサービス契約の解除)

第19条 契約者は、グローバルIPネットワークサービス契約を解除しようとする日の1ヶ月前までに当社に書面で通知することにより契約解除することができます。

(当社によるグローバルIPネットワークサービス契約の解除)

第20条 当社は、次の場合には、そのグローバルIPネットワークサービス契約の解除をすることがあります。

(1) 第23条(利用停止)の規定により利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合

(2) アクセスライン又は構内配線の契約解除または利用休止があった旨契約者より届出があった場合又はその事実を知った場合。ただし、契約者が当該アクセスラインの契約解除と同時に、それに相当する別のアクセスラインの契約を締結した場合であって、契約者より本グローバルIPネットワークサービス契約を継続したい旨の届出があったときは、この限りではない。

(3) サービスの提供が、技術上困難な場合又は当社の業務遂行上支障があると判断した場合。

2 当社は、契約者が第23条(利用停止)第1項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のグローバルIPネットワークサービスに係る業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、グローバルIPネットワークサービスの利用停止をしないで、そのグローバルIPネットワークサービス契約を解除することがあります。

3 当社は前2項の規定により、そのグローバルIPネットワークサービス契約を解除するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(付加サービスの提供)

第21条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除き、提供条件書に定めるところにより付加サービスを

提供します。

- (1) 付加サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 付加サービスの提供を請求した契約者が、付加サービスに係る利用料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 付加サービスの提供を請求した契約者が、第23条（利用停止）の規定により、その付加サービスの利用を停止されている、又はその付加サービスの廃止を受けたことがあるとき。
 - (4) 付加サービスの提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - (5) 付加サービスの提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のグローバルIPネットワークサービスに係る業務の遂行上支障があるとき。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第12条（グローバルIPネットワークサービス契約の申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第3章 利用中止等

（利用中止）

第22条 当社は、次の場合には、グローバルIPネットワークサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第24条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりグローバルIPネットワークサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのグローバルIPネットワークサービスの料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなったグローバルIPネットワークサービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのグローバルIPネットワークサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第42条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (3) 契約者指定回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (4) 契約者指定回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者指定回線から取り外さなかったとき。
 - (5) 前4号のほか、本規約に反する行為であって、グローバルIPネットワークサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりグローバルIPネットワークサービスを停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

（通信利用の制限）

第24条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者指定回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関

新聞社、放送事業者及び通信社の機関
 預貯金業務を行う金融機関
 国又は地方公共団体の機関

2 契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信しないことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうしたとき。
- (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。

(修理又は復旧の順位)

第25条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第24条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧するものとします。この場合、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関、水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、新聞社、放送事業者又は通信社の機関、預貯金業務を行う金融機関、国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第4章 料金等

(料金)

第26条 本規約に基づき提供されるグローバルIPネットワークサービスに係る料金は、申込書に記載の通りとします。

(利用料金の支払い義務)

第27条 契約者は、そのグローバルIPネットワークサービス契約について当社が承り書にて通知した利用開始日から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、本規約に定める条件に基づき申込書に定める利用料金の支払いを要します。契約者が、当社の通知した利用開始日からグローバルIPネットワークサービスの利用を開始しなかったときは、当社が通知した利用開始日をもって、利用を開始した日とみなします。

2 契約者は、そのグローバルIPネットワークサービスに係る利用料金を、利用のあった月の翌月末日、または請求書に別途記載されている支払い期日までに、当社から通知された方法で、支払い期日の到来する順序に従い支払うものとします。利用料金の支払いは後払いとし、適用される申込書に記載の内容で行うものとします。なお、支払いにかかる手数料は契約者に負担いただきます。

3 契約者は、利用料金の支払いにあたって、相殺、減額、返金要求をすることはできません。

4 本条第1項の期間において、第22条(利用中止)等によりグローバルIPネットワークサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。

- (1) 利用中止、利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、グローバルIPネットワークサービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのグローバルIPネットワークサービスを全く利用できない状態(そのグローバルIPネットワークサービス契約に係る全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、1時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(1時間の倍数である部分に限ります。)に対応する当該グローバルIPネットワークサービスの利用料金。(スマートコンテンツデリバリーについて、申込書に定める加算額に相当する部分及びコロケーションサービスについて、申込書に定める利用料金を除く。)
2 回線収容部の変更に伴って、グローバルIPネットワークサービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合によりグローバルIPネットワークサービスを利用しなかった場合であって、その回線収容部を保留したときを除く。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する当該グローバルIPネットワークサービスの利用料金。(スマートコンテンツデリバリーについて、申込書に定める加算額に相当する部分及びコロケーションサービスについて、申込書に定める利用料金を除く。)

- 5 前項に関わらず、提供条件書にサービス品質保証（SLA）に係る定めがある場合は、その定めるところによります。
- 6 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 7 本条第4項第2号の表内の支払いを要しないグローバルIPネットワークサービスについて、利用料金が合算で規定されている等して契約単位毎の利用料金が不明確な場合、次の方法にて対象の利用料金を算出する。
 - (1) トランジットサービス又はコロケーション向けトランジットサービスの場合、合算で規定された利用料金を各回線の品目（契約帯域）に応じて按分することにより各回線の利用料金を算出し、その利用料金に基づき支払いが不要な利用料金の額を算出する。
 - (2) スマートコンテンツデリバリーの場合、合算で規定された利用料金を合算対象のFQDNの数で割ることにより、FQDN毎の利用料金を算出し、その利用料金に基づき支払いが不要な利用料金の額を算出する。

（利用料金の計算方法）

- 第28条 当社は、本規約に基づき契約者に提供するグローバルIPネットワークサービスの利用料金を、暦月毎に計算します。但し、次のいずれかの場合には、当該月額利用料金（スマートコンテンツデリバリーについて申込書に定める加算額に相当する部分を除く）を利用日数に応じて日割りするものとします。なお、当該月額利用料金の日割りは、暦月数により行います。
- (1) グローバルIPネットワークサービスの利用開始日が暦月の初日以外となる場合
 - (2) 暦月の初日以外に契約の解除又はサービスの廃止があった場合
 - (3) グローバルIPネットワークサービスの利用開始日が暦月の初日であり、同日に当該サービスの契約解除又は廃止があった場合
 - (4) 第27条（利用料金の支払い義務）第4項第2号の表の規定に該当する場合

（工事費の支払い義務等）

- 第29条 グローバルIPネットワーク契約の申込み若しくは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は申込書に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除、その工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
 - 3 前2項の規定に関らず、コロケーションサービスについて、グローバルIPネットワークサービス契約成立後、サービス利用開始日までの期間に契約者の都合により契約が解除、またはコロケーションサービスの一部が取り消された場合、契約者は当社に対し、申込書に定めるコロケーションサービスに係る初期費用及び利用料金の1ヶ月分を支払うものとします。

（保証金の支払い）

- 第30条 当社が別途定める信用度基準を契約者が満たしていない場合、契約者は、当社が別に定める条件に基づき保証金を支払うものとします。契約者による保証金の支払いが行われない場合、第12条（グローバルIPネットワークサービス契約の申込の承諾）の規定に関わらず当社は申込を受諾しないことがあります。

（延滞利息）

- 第31条 料金またはその他の債務（延滞利息を除く）について、支払期日を経過しても契約者より支払いがない場合、当社は、契約者に支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として請求するものとします。但し、支払期限の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
- （注）本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

（割増金）

- 第32条 契約者は、料金の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とする。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（当社が別に定める課税対象外サービスの料金の場合はその免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払うものとします。

（追加料金）

- 第33条 グローバルIPネットワークサービスの提供条件又は当社が別に定める作業書等に定めていない作業が当社に発生した場合、契約者はその作業にかかった実費を支払うものとします。

（端数処理）

- 第34条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(消費税相当額の加算)

第35条 料金の消費税相当額は含まれません。契約者は、申込書に定める料金のうち、全ての工事費及び当社が別に定める課税対象のグローバルIPネットワークサービスの利用料金に消費税相当額を加算した金額を支払うものとします。

(料金等の臨時減免)

第36条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

(注) 当社は、料金の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知します。

第5章 責任の制限等

(責任の制限)

第37条 当社は、グローバルIPネットワークサービス(コロケーションサービスを除く)を利用する者に与えた損害についての賠償の責任を負いません。

2 なお、コロケーションサービスに係る当社の責任については、コロケーションサービスの提供条件書に定めるものとします。

(免責)

第38条 当社は、グローバルIPネットワークサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、本規約の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件の規定の変更(交換等設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合、当社は、その改造等に要する費用のうち、その変更した規定に係る部分に限り負担するものとします。

第6章 保守

(契約者の維持責任)

第39条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するように維持するものとします。

(契約者の切分責任)

第40条 契約者は、グローバルIPネットワークサービスを利用できなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障その他の原因のないことを確認の上、当社に修理の請求をするものとします。前述の請求があった場合、当社は試験を行い、その結果を契約者に通知します。試験の結果、当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者はその派遣に要した費用に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。なお、当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備についてはこの限りではありません。

第7章 雑則

(承諾の限界)

第41条 当社は、契約から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由を契約者に通知することとします。

(利用に係る契約者の義務)

第42条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がグローバルIPネットワークサービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変、その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がグローバルIPネットワークサービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社がグローバルIPネットワークサービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保

管すること。

(5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗及び法令に反する、又は他人の利益を害する態様でグローバル IP ネットワークサービスを利用しないこと。

(6) 当社が別途、当社のホームページに定める利用規定を遵守すること。本利用規定はグローバル IP ネットワークサービス契約の一部を成すものであり、契約者はその時の最新版に従うものとします。当社は必要に応じて利用規定を変更することがあり、変更後の版はホームページに掲載された時に有効になります。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

(設置場所の提供等)

第43条 契約者は、契約者指定回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含む。）又は建物内において、当社が契約者指定回線及び端末設備を設置するために必要な場所を提供するものとします。ただし、契約者からの要請があったときは、当社が別に定めるところにより、契約者指定回線及び端末設備の設置場所を提供することがあります。また、契約者は当該構内又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置するものとします。

2 契約者は、当社がグローバル IP ネットワークサービス契約に基づき設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気を提供するものとします。

(契約者からの通知)

第44条 契約者は、アクセスラインについて利用休止、利用権の譲渡、契約解除又はその他の異動があった場合には、その内容についてすみやかに当社に通知するものとします。

(契約者に対する通知)

第45条 契約者に対する通知は、当社の判断により、以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとします。

(2) 契約者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、あるいは FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) 契約者がグローバル IP ネットワークサービスの利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物を発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなします。

2 本規約又は関連法令において書面による通知手続が求められている場合、前項第各号の手続に代えることができるものとします。

(アクセスコードの管理)

第46条 契約者は、アクセスコードを許可がない者に知られることのないよう管理しなければなりません。契約者は、アクセスコードが外部に漏れた疑いがあるときは、当社に速やかに通知し、可能であれば、アクセスコードを変更するものとします。契約者がアクセスコードを変更できないときには、当社は、契約者の要請に応じて、新しいアクセスコードを発行することとします。当社は、アクセスコードのセキュリティが危険にさらされていると考える場合には、これを取り消すことができます。当社は、契約者に通知の上、契約者のアクセスコードを随時変更できるものとします。

(守秘義務)

第47条 契約者及び当社はグローバル IP ネットワークサービス契約に関し知り得た相手方の業務上、技術上、経営上、その他全ての秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理し、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に対して漏洩し、又はグローバル IP ネットワークサービス契約の履行以外の目的に使用してはなりません。ただし、次のいずれかに該当するものについては、秘密情報に該当しないものとします。

(1) 公知の事実

(2) 正当な権利を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく自己が合法的に入手したもの

(3) 開示した情報によらずして自己が独自に開発したもの

(4) 相手側から開示される以前に自己が正当に保持していたもの

(5) 法令又は権限のある公的機関の要請により開示又は提供が求められたもの

2 契約者及び当社は、前項により取得した情報の社内利用について、本来の利用目的の範囲内においてのみ使用することとし、不適切に流用してはなりません。

3 契約者及び当社が前2項の規定に違反し相手方に損害を与えた場合は、第37条（責任の制限）の規定に関わらず、双方協議の上損害賠償の責を負うものとします。その場合、通常の直接損害に限り、その賠償責任を負うものとします。

4 本条の規定は、グローバル IP ネットワークサービス契約終了後においても、その効力を失わないものとします。

(個人情報の取り扱い)

第48条 当社は、グローバルIPネットワークサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取り扱いについては、当社が別に定めるところによります。

2 当社は、保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。

3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

（知的財産権の帰属）

第49条 グローバルIPネットワークサービスの提供に際して当社より提供されるソフトウェア等の知的財産、ノウハウについての権利は当社あるいは正当な権利を有する第三者にあります。

（紛争の解決）

第50条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛争が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する準拠法は、日本国法とします。

3 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(別紙1)トランジットサービス提供条件書

1. サービスメニュー

本トランジットサービス提供条件書で規定するグローバル IP ネットワークサービスには以下のメニューがあります。

グローバル IP ネットワーク サービス	種類		SLA
		トランジットサービス	
付加サービス	IPv6 / IPv4 デュアルサービス		対象
	バックアップポートサービス		対象外
	DNS サービス		対象外
	IP アドレス割り当て		対象外
	グローバルインターネット VPN サービス		対象外

2. 概要

トランジットサービスは、当社のグローバル Tier1IP バックボーンへの直接接続をご提供するサービスです。

3. サービス提供条件

- サービスの提供範囲は、契約者指定回線の終端からグローバル IP ネットワークのバックボーンルータのポートまでです。サービスに自営端末設備やアクセスラインは含まれません。
- 契約の単位はアクセスライン毎です。
- POP の設置拠点:
東京(大手町)、大阪(堂島)
- 料金メニューには固定型と従量型があります。
- 最低利用期間はサービス利用開始日から起算して一年間です。
- トラヒックは受信速度と送信速度が同じ対称型での提供となります。
- サポートするルーティングプロトコルは BGP4 またはスタティックです。
- 品目、利用プラン及び具体的な料金は別途申込書およびその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に定めます。
- トランジットサービスにおいて提供するインターフェース、アクセスラインは別途申込書に定めます。
- トランジットサービスに係るその他詳細の技術条件は、当社が別に定める「IP トランジットサービスのご提供に関する確認事項」に従うものとします。
- ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
初期費用
通網工事費(トランジットサービス)
月額利用料金
トランジットサービス使用料
- 契約者のご要望に応じてマルチキャスト機能を提供いたします。
(1) トランジットサービスでマルチキャストのパケット通信を可能にする機能です。
(2) トランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める料金が工事費として追加されます。

4. 従量型料金の課金方式

当社は従量型料金の課金方式として、95%ピーク課金方式および、平均課金方式の二つの方式をご提供しています。いずれかの方式を事前にお選びいただき、それにより算出した課金対象使用量と申込書に定める料金に基づき毎月のご利用料金を決定いたします。

1) 課金方式のしくみ

95%ピーク課金方式のしくみは以下のとおりです。

- 5 分毎にインバウンドトラヒック(契約者の端末設備から当社の電気通信設備へのトラヒックを言います。以下同じとします。)とアウトバウンドトラヒック(当社の電気通信設備から契約者の端末設備へのトラヒックを言います。以下同じとします。)を当社の機器により測定し、各々の 5 分間の平均のデータ転送量 (bps) を計算します。
- インバウンドトラヒックとアウトバウンドトラヒックのうち、該当 5 分間の値の大きい方を平均データ転送量として採用します。
- 1ヶ月間の 5 分毎に算出した平均データ転送量全てを、小さいものから順に昇順に並び替えます。
- 昇順に並び替えた全平均データ転送量の内、大きい方から 5%にあたる分を取り除いた後の最大値(95%の値)がその月の課金対象使用量となります。

平均課金方式のしくみは以下のとおりです。

- 5 分毎にインバウンドトラヒックとアウトバウンドトラヒックを当社の機器により測定し、各々の 5 分間の平均のデータ転送量 (bps) を計算します。
- 全ての 5 分間の平均データ転送量を元に、インバウンドトラヒックとアウトバウンドトラヒックそれぞれにおいて当該月の平均データ転送量を算出します。
- インバウンドトラヒックとアウトバウンドトラヒックの平均データ転送量のうち、値の大きい方をその月の課金対象使用量として採用します。

2) 計測対象期間

いずれの課金方式においても、平均データ転送量の計測は、以下に規定する計測対象期間において、回線収容部毎に行います。

区分	計測対象期間
サービスの利用を開始した暦月	サービス利用開始日の当社が別に定める時刻からその暦月の末日まで
サービスの利用を開始した暦月の翌暦月及びこれに引き続く各暦月	その暦月の初日から末日まで
サービスの利用を終了した暦月	その暦月の初日から利用終了日の当社が定める時刻まで

5. 付加サービス提供条件

1) IPv6 / IPv4 デュアルサービス

- (1) IPv6 / IPv4 デュアルサービスは、一本のアクセスラインでグローバル IP ネットワークにおいて IPv4 及び IPv6 双方のプロトコルによるパケット通信を行うことを可能にするサービスです。
- (2) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
- (3) トランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (4) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 初期費用
 - IPv6 / IPv4 デュアルサービス工事費
 - 月額利用料金
 - IPv6 / IPv4 デュアルサービス使用料

2) バックアップポートサービス

- (1) バックアップポートサービスは、トランジットサービス用のルータとは別のルータのポートをスタンバイ用として用意し、スタンバイ用ルータと契約者の端末設備間に予備回線を設置して、当社の電気通信設備の障害により通信が全くできない状態が生じた場合に自動的に瞬時に予備回線に切り替えるサービスです。
- (2) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
- (3) ご利用になるアクセスラインの種類によって、このサービスを利用できない場合があります。
- (4) トランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (5) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 初期費用
 - バックアップポートサービス工事費
 - 月額利用料金
 - バックアップポートサービス使用料

3) DNS サービス

- (1) DNS サービスは、当社の電気通信設備により契約者が取得した独自ドメインのホスト名/IP アドレスの相互変換を行う DNS (Domain Name System) 機能を提供するサービスです。契約者のご要望によりプライマリまたはセカンダリ DNS 機能を提供します。
- (2) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
- (3) トランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (4) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 初期費用
 - プライマリ DNS サービス工事費
 - 月額利用料金
 - プライマリ DNS サービス使用料

4) IP アドレス割り当て

- (1) IP アドレス割り当ては、当社が契約者に代わって日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)にトランジットサービスに係る IP アドレスの割当て若しくは返却の申請を行うサービスです。
- (2) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
- (3) /30 アドレスブロック以上が必要な場合には当社にアドレス使用計画情報を報告していただく必要があります。
- (4) トランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (5) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 初期費用
 - IP アドレス割当サービス費用 (1 割当て申請毎)

5) グローバルインターネットVPN サービス

- (1) 当社が設置する電気通信設備において、IP セキュアポート(IP セキュリティプロトコルにより通信する場合の論理的なポートをいいます。以下、同じとします。)を設定して暗号化又は複合化を行うことにより、IP セキュリティプロトコルによる通信を可能とするサービスです。
- (2) 詳細の提供条件は、当社が別に定める「グローバルインターネットVPN 提供条件書」に基づきます。

6. トランジットサービスに係るサービス品質保証(SLA)

1) 概要

トランジットサービスをご利用の契約者すべてに SLA を適用させていただきます。保証内容は、「可用性」、「遅延時間」、「パケットロス」、「故障通知」、「平均ジッタ」、「最大ジッタ」の6項目になります。万が一サービス品質がそれぞれの基準値に達しなかった場合は、「2)保証内容と返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLA の適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。

2) 保証内容と返還方針

(1) 可用性

当社は、契約者の責めによらない理由により、グローバル IP ネットワークサービスを全く利用できない状態が発生した場合、当社が故障を知った時刻(契約者が当社に修理の請求をした時刻又はその時刻以前に当社がそのことを知った場合はその知った時刻とします。)から起算して15分未満に故障を回復できなければ、次の表に定める1回の連続した故障回復までの時間に応じて料金を返還します。「可用性」について基準値「15分未満」に達しなかった場合が1の暦月において複数回となるときは、月額利用料金の30分の7を上限として、それぞれの返還金額の合計を返還します。

故障回復までの時間	料金返還額
15分以上1時間未満の場合	月額利用料金の30分の1
1時間以上2時間未満の場合	月額利用料金の15分の1
2時間以上3時間未満の場合	月額利用料金の10分の1
3時間以上4時間未満の場合	月額利用料金の15分の2
4時間以上5時間未満の場合	月額利用料金の6分の1
5時間以上6時間未満の場合	月額利用料金の5分の1
6時間以上の場合	月額利用料金の30分の7

(2) 遅延時間

当社は、グローバルIPネットワーク網内の下記表内に定める提供区間において、当社が別に定める方法によりパケットの往復に要する時間(往復遅延時間)を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における往復遅延時間の月次平均時間とします。1の暦月において、各提供区間のうち月次平均時間が表中のそれぞれの基準値を超える区間があった場合、当社は月額利用料金の1/30を返還します。

提供区間	基準値(遅延時間)
Intra-Japan(日本国内)	25ms
Intra-Asia(アジア域内)	95ms
Intra-US(米国内)	60ms
Intra-Europe(欧州内)	35ms
Trans-Atlantic(米欧間)	90ms
Japan-US(日米間)	130ms
Japan-Europe(日欧間)	300ms

(3) パケットロス

当社は、グローバルIPネットワーク網内の「(2)遅延時間」の表中の提供区間において、当社が別に定める方法によりパケット損失率(その提供区間の一端から送信されたパケットの当該提供区間における損失率をいいます)を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における平均パケット損失率とします。1の暦月において、いずれかの提供区間において平均パケット損失率が基準値「0.3%」を超えた場合、当社は月額利用料金の1/30を返還します。

- (4) 故障通知
当社は、グローバル IP ネットワークサービスに係る当社の電気通信設備の故障を検知した場合において、その故障を検知した時刻から起算して 30 分以内に契約者が指定する FAX 番号もしくはメールアドレスへ故障の発生をお知らせすることができなかったときは、月額利用料金の 1/30 を返還します。当社の電気通信設備の故障を検知した後 30 分以内に故障の発生をお知らせできないことが 1 の暦月において複数回となる場合は、月額利用料金を上限として、それぞれの返還金額の合計を返還します。
- (5) 平均ジッタ
当社は、グローバル IP ネットワーク網内の(2)の表中の提供区間において、当社が別に定める方法によりジッタ値を測定し、その値の平均を該当提供区間の 1 の暦月における平均ジッタ値とします。1 の暦月において、各提供区間のうち平均ジッタ値が基準値「0.5ms」を超える区間があった場合、当社は月額利用料金の 1/30 を返還します。
- (6) 最大ジッタ
当社は、グローバル IP ネットワーク網内の(2)の表中の提供区間において、当社が別に定める方法によりジッタ値を測定し、該当暦月に測定したすべてのジッタ値のうち、10ms を超える割合が基準値「0.1%」を超えた場合、当社は月額利用料金の 1/30 を返還します。
- (7) その他
(1)から(6)の規定による料金返還のいずれかを 1 の暦月に同時に行う場合は、月額利用料金を上限として、それぞれの料金返還金額の合計を返還します。

3) 返還対象月額利用料金

料金返還額の算定の際に使用する月額利用料金は、料金返還の事由が発生した暦月の利用料金(付加サービスに係る利用料金を除きます)となります。ただし、当該暦月において利用料金の日割りが行われた場合は、日割り額が対象の利用料金となります。なお、利用料金について、複数回線分が合算で規定されている等して回線毎の利用料金が明確に規定されていない場合は、各回線の品目(帯域)に応じて按分することにより、料金返還対象の回線に係る利用料金を算出し、それを料金返還額の算定に利用するものとします。

4) 返還申請

料金返還額の対象となる状況が発生した場合、契約者は当該状況が発生した日から起算して 60 日以内に当社まで返還申請をしてください。通常、返還処理は翌月分の請求時に実施されますが、故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。返還申請のない場合、SLA に係る料金返還は行いません。

5) 対象外事項

下記の場合においては SLA 対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第 27 条(利用料金の支払い義務)第 4 項の規定を適用します。

- (1) 「可用性」に係る SLA 対象外事項
 - (i) 本規約第 22 条(利用中止)の規定によりグローバル IP ネットワークサービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合
 - (ii) サービス提供範囲外における故障の場合
- (2) 「故障通知」に係る SLA 対象外事項
 - (i) 故障を当社が知った時点において、そのグローバル IP ネットワークサービスについて利用中止としている場合であって当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合又は利用停止としている場合
 - (ii) 故障通知先に係る電気通信設備の状況により、当社からその通知先に通知できない場合
 - (iii) サービス提供範囲外における故障の場合
 - (iv) 契約者が当社に修理依頼の連絡をしたことにより、当社がサービスの故障を知った場合
- (3) 「遅延時間」「パケットロス」「平均ジッタ」「最大ジッタ」に係る SLA 対象外事項
 - (i) その暦月中連続して利用中止又は利用停止があった場合
- (4) 全項目共通の SLA 対象外事項
 - (i) 契約者からの御要望による試験、工事等の場合
 - (ii) 契約者からの返還申請がなかった場合
 - (iii) 天災等、当社の不可抗力による場合

7. IPv6 / IPv4 デュアルサービスに係るサービス品質保証(SLA)

1) 概要

IPv6/IPv4 デュアルサービスをご利用の契約者すべてに SLA を適用させていただきます。保証内容は、「可用性」、「遅延時間」、「パケットロス」の 3 項目になります。万が一サービス品質がそれぞれの基準値に達しなかった場合は、「2)保証内容と返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLA の適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。

2) 保証内容と返還方針

(1) 可用性

当社は、契約者の責めによらない理由により、グローバル IP ネットワークサービスを全く利用できない状態が発生した場合、当社が故障を知った時刻(契約者が当社に修理の請求をした時刻又はその時刻以前に当社がそのことを知った場合はその知った時刻とします。)から起算して 15 分未満に故障を回復できなければ、次の表に定める 1 回の連続した故障回復までの時間に応じて料金を返還します。「可用性」について基準値「15 分未満」に達しなかった場合が 1 の暦月において複数回となるときは、月額利用料金の 30 分の 7 を上限として、それぞれの返還金額の合計を返還します。

故障回復までの時間	料金返還額
15 分以上 1 時間未満の場合	月額利用料金の 30 分の 1
1 時間以上 2 時間未満の場合	月額利用料金の 15 分の 1
2 時間以上 3 時間未満の場合	月額利用料金の 10 分の 1
3 時間以上 4 時間未満の場合	月額利用料金の 15 分の 2
4 時間以上 5 時間未満の場合	月額利用料金の 6 分の 1
5 時間以上 6 時間未満の場合	月額利用料金の 5 分の 1
6 時間以上の場合	月額利用料金の 30 分の 7

(2) 遅延時間

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の下記表内に定める提供区間において、当社が別に定める方法によりパケットの往復に要する時間(往復遅延時間)を測定し、その値の平均を該当提供区間の 1 の暦月における往復遅延時間の月次平均時間とします。1 の暦月において、各提供区間のうち月次平均時間が表中のそれぞれの基準値を超える区間があった場合、当社は月額利用料金の 1/30 を返還します。

提供区間	基準値(遅延時間)
Intra-Japan(日本国内)	25ms
Intra-US(米国内)	60ms
Trans-Atlantic(米欧間)	90ms
Japan-US(日米間)	130ms

(3) パケットロス

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の「(2) 遅延時間」の表中の提供区間において、当社が別に定める方法によりパケット損失率(その提供区間の一端から送信されたパケットの当該提供区間における損失率をいいます)を測定し、その値の平均を該当提供区間の 1 の暦月における平均パケット損失率とします。1 の暦月において、いずれかの提供区間において平均パケット損失率が基準値「0.3%」を超えた場合、当社は月額利用料金の 1/30 を返還します。

(4) その他

(1)から(3)の規定による料金返還のいずれかを 1 の暦月に同時に行う場合は、月額利用料金を上限として、それぞれの料金返還金額の合計を返還します。

3) 返還対象月額利用料金

料金返還額の算定の際に使用する月額利用料金は、料金返還の事由が発生した暦月の IPv6 / IPv4 デュアルサービス使用料(IPv4 に係る利用料金を除きます)となります。ただし、当該暦月において利用料金の日割りが行われた場合は、日割り額が対象の利用料金となります。

なお、利用料金について、複数回線分が合算で規定されている等して回線毎の利用料金が明確に規定されていない場合は、各回線の品目(帯域)に応じて按分することにより、料金返還対象の回線に係る利用料金を算出し、それを料金返還額の算定に利用するものとします。

4) 返還申請

料金返還額の対象となる状況が発生した場合、契約者は当該状況が発生した日から起算して 60 日以内に当社まで返還申請をしてください。通常、返還処理は翌月分の請求時に実施されますが、故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。返還申請のない場合、SLA に係る料金返還は行いません。

5) 対象外事項

下記の場合においては SLA 対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第 27 条(利用料金の支払い義務)第 4 項の規定を適用します。

- (1) 「可用性」に係る SLA 対象外事項
 - (i)本規約第22条(利用中止)の規定によりグローバル IP ネットワークサービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合
 - (ii)サービス提供範囲外における故障の場合
- (2) 「遅延時間」「パケットロス」に係る SLA 対象外事項
 - (i)その暦月中連続して利用中止又は利用停止があった場合
- (3) 全項目共通の SLA 対象外事項
 - (i)契約者からの御要望による試験、工事等の場合
 - (ii)契約者からの返還申請がなかった場合
 - (iii)天災等、当社の不可抗力による場合

(別紙2) コロケーション向けトランジットサービス提供条件書

1. サービスメニュー

本コロケーション向けトランジットサービス提供条件書で規定するグローバル IP ネットワークサービスには以下のメニューがあります。

グローバル IP ネットワークサービス	種類		SLA
		コロケーション向けトランジットサービス	
付加サービス	コロケーションサービス		対象外
	IPv6 / IPv4 デュアルサービス		対象
	バックアップサポートサービス		対象外
	DNS サービス		対象外
	IP アドレス割り当て		対象外

2. 概要

コロケーション向けトランジットサービスは、当社又は当社の指定するコロケーションサービスをご利用の契約者に対して、当社のグローバル Tier1IP バックボーンへの直接接続をご提供するサービスです。

3. サービス提供条件

- サービスの提供範囲は、契約者指定回線の終端からグローバル IP ネットワークのバックボーンルータのポートまでです。サービスに自営端末設備やラック、構内配線は含みません。
- 契約の単位は構内配線毎です。
- POP の設置拠点:
東京(大手町)、大阪(堂島)
- 料金メニューには固定型と従量型があります。
- 最低利用期間はサービス開始日から起算して一年間です。
- トラフィックは受信速度と送信速度が異なる非対称型での提供となります。受信帯域(当社の電気通信設備から契約者の端末設備へのトラフィックの帯域)が送信帯域(契約者の端末設備から当社の電気通信設備へのトラフィックの帯域)の 1/4 となります。(例: 受信 0.25Mbps に対して送信 1Mbps)
- サポートするルーティングプロトコルはスタティック又は BGP です。
- 契約者は、当社の又は当社の指定するコロケーションサービスに契約していることが必要となります。
- 契約者宅からコロケーションスペースに対して1のグローバル IP ネットワークサービス契約に対して1回線に限り、保守用に 1.5Mbps 以下の専用線を接続することができます。ご利用条件により、一部提供できない場合もあります。
- 品目、利用プラン及び具体的な料金は別途申込書およびその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に定めます。
- コロケーション向けトランジットサービスにおいて提供するインターフェース、アクセスライン(構内配線)は別途申込書に定めます。
- コロケーション向けトランジットサービスに係るその他詳細の技術条件は、当社が別に定める「IP トランジットサービスのご提供に関する確認事項」に従うものとします。
- ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
初期費用
通網工事費(トランジットサービス)
月額利用料金
トランジットサービス使用料
- 契約者のご要望に応じてマルチキャスト機能を提供いたします。
(1) コロケーション向けトランジットサービスでマルチキャストのパケット通信を可能にする機能です。
(2) コロケーション向けトランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める料金が工事費として追加されます。
(3) ご利用条件により、一部提供できない場合もあります。

4. 従量型料金の課金方式

(別紙1)トランジットサービス提供条件書に定める「4. 従量型料金の課金方式」に準じます。

5. コロケーションサービス提供条件

- サービスの内容
コロケーションサービスは、以下の基本サービスを提供するものとします。
(1) 契約者のルータ、サーバ等、対象物件を運用・維持するため、当社に保守を委託し、当社は対象物件をデータセンター内に保管(以下、「寄託」といいます。)します。
(2) (i) 対象物件の運用・維持に必要な範囲で当社の電力設備、その他の附帯設備を提供するものとします。
(ii) (i)のサービス内容及び保管場所等は承諾書に記載のとおりとします。
(iii) 当社は基本サービスに付随して、コネクティビティサービス、追加電源、その他当社が定める付加サービスを提供します。
(3) データセンターの拠点

東京-大手町ビル
大阪-堂島ビル

(4) データセンター仕様

- (i) セキュリティー
ビル入館: ID カード、FAX による事前の入館依頼フォームの送信
入室: 生体認証システム、または IC カード錠
ラック: 施錠のできる耐震ラック
その他: 自動制御監視システム、警備員の 24 時間対応
- (ii) 電源供給: 万が一の公衆電源異常に備え、無停電電源装置を提供。さらに、停電が長期化した場合でも発電用エンジンによるバックアップが可能。
- (iii) 防火及び消火システム

2) 契約の単位

コロケーションサービスは、コロケーション向けトランジットサービスの付加サービスとしてのみご利用いただけます。契約者が、複数のコロケーションサービスを申し込む場合、1つの契約の締結によって完了するものとします。

3) 予約

契約者が既存のコロケーションサービスの増設を予定する場合において、保管場所を予約される場合は、当社が別に定める条件及び方法により、その旨、申し込むこととします。予約された場合は、申込書に定める保管場所の予約に係る料金を支払うものとします。なお、予約期間は最低利用期間に含まれないものとします。

4) 対象物件の寄託

- (1) 契約者は、コロケーションサービスの申込時にデータセンターへ寄託する対象物件等の情報を当社に通知するものとします。
- (2) 契約者は、対象物件の寄託にあたり、以下を遵守するものとします。また当社は、データセンターに影響を及ぼすおそれがあると判断する場合は、寄託を承諾しない場合があります。
 - (i) 契約者は、当社の事前の許可なく、データセンター内に造作等を一切行ってはなりません。
 - (ii) 契約者は、データセンター内に発火、爆発、異常な発熱、異常な温度または湿度の変化、その他データセンターに影響を及ぼすおそれのあるいかなるもの、または当社の規定従量を超える対象物件等を寄託することはできません。
 - (iii) 対象物件に異常が発見された場合は、当社はその旨を契約者に報告します。発見された異常がデータセンターに影響を及ぼすおそれのある場合は、契約者はすみやかに自己の費用負担で、契約者の対象物件等の撤去、移動等の処置をとるものとします。ただし、緊急の場合、その他やむを得ない場合は、当社は事前の通知をすることなく、その原因となった契約者の対象物件等を契約者の費用負担で撤去または移動できるものとします。
 - (iv) 前号において発見された異常が、発火・発煙等緊急処置を要し、かつ、データセンターに重大な影響を及ぼす場合、当社または異常を発見した関係者は事前に通知することなく、消火活動、電力提供の中止等の緊急処置を行いません。
 - (v) 契約者は、対象物件をデータセンター及び当社設備に付着させる場合は、事前に当社の承諾を得るものとします。ただし、キャビネットラック内はこの限りではありません。
 - (vi) 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、第三者の資産及び設備を当社に寄託すること(以下、「再寄託」といいます。)を行ってはなりません。ただし、リース・レンタル物件はこの限りではありません。
- (3) 当社は、当社が別に定める管理方法及び管理値により室温管理を行うものとします。ただし、管理値は室温を保証するものではありません。

5) 対象物件の搬入及び設置並びにその費用負担

- (1) 契約者は、契約者の対象物件を搬入する場合は、「12) 契約者が行う対象物件の作業」に定める入館対応により搬入することとします。
- (2) 契約者は、対象物件の搬入および設置に関し、安全対策が必要な場合においては、当社の指示により実施するものとし、これに要する費用は契約者の負担とします。
- (3) 対象物件の設置にあたっては、当社が指定した場合、設置に係る工事を当社に委託しなければならないことがあります。

6) 保管場所の変更及びその費用負担

- (1) 当社は、当社の設備の保守、工事、又は故障等やむを得ない場合、対象物件の保管場所並びに契約者に使用を許した設備等の保管場所を変更することができるものとします。
- (2) (1)の場合、当社は契約者に事前にその旨の連絡をするとともに、変更後の保管場所、設備等の仕様規格は従前に準じるものとします。
- (3) (1)の保管場所の変更が当社の事情による場合は、移設に要する費用(撤去費、運搬費、据え付け、調整費等)は当社の負担とします。なお、かかる費用にはシステム切り替えに伴う二重化等の新たな機器、回線、ソフトウェア、工事等の費用は含みません。

- 7) 対象物件の移設及び撤去並びにその費用負担
対象物件の移設及び撤去は、「6) 保管場所の変更及びその費用負担」の場合を除き、次の各項によるものとします。
- (1) 契約者が保管場所の変更又は本契約の解除を申し出て移設又は撤去する場合、これに要する費用は契約者の負担とします。
 - (2) 天災、その他不可抗力等の当社の責に帰すべからざる事由又は火災(当社の過失による場合を除きます。)により、移設又は撤去する場合、これに要する費用は契約者の負担とします。
 - (3) (1)及び(2)による場合の契約者の費用負担には、保管場所の原状復旧に要する費用及び契約者に場所を提供するために実施した工事がある場合には当社の当該工事に係る費用を含むものとします。
 - (4) 契約者は、契約期間中に必要のあるとき又は事由のいかんを問わずグローバル IP ネットワークサービス契約が終了した際、契約者の対象物件等の全部を契約者の責任において撤去し、保管場所を原状に回復のうえ、当社に明け渡すこととします。
 - (5) 当社は、契約者の要請があるとき、その他必要がある場合には、契約者の費用負担を条件に、契約者の対象物件等を契約者へ返送することができるものとします。
 - (6) 事由のいかんを問わず、グローバル IP ネットワークサービス契約が終了した際に契約者が対象物件等を引き取らない場合には、予め契約者に通知することなく、当社は当該対象物件等を廃棄あるいは換価処分することができるものとします。これらにかかる費用は、契約者に請求できるものとし、当社は、一切の責任を負わないものとします。
 - (7) 当社が、当社の都合により保管場所の変更又は利用契約の解除を申し出て移設又は撤去する場、これに要する費用(撤去費、運搬費、据え付け調整費)は当社の負担とします。なお、かかる費用にはシステム切り替えに伴う二重化等の新たな機器、回線、ソフトウェア、工事等の費用は含まれません。
- 8) 対象物件等の運用
- (1) 契約者の、対象物件等は契約者の責任において運用するものとします。
 - (2) 契約者が、当社が別に提供するサービスの利用に際し、その当社サービス提供に係る設備等を契約者のラック内に設置する場合において、当該設備の工事を実施することについては工事申込をもって、ラックの開閉の許諾があったものとします。ただし、当社が別に定める書面により、本条項の適用を除外することができるものとします。また、当社が当該サービスの維持に必要な定期保守や故障修理等の作業を実施する際は、その都度、契約者の許諾により、ラックを開閉します。ただし、当社が別に定める書面により、ラック開閉の事前の許諾を頂いたものとし、本条項の適用を除外することができるものとします。
 - (3) 当社は、対象物件またはその周辺に発火・発煙、異音、異常な温度または湿度の変化等の異常が認められ、緊急な対処が必要と判断する場合は、契約者に通知することなく、原因が存在すると思われるラックを開閉し、対処することがあります。当社は、契約者にその旨を事後、通知することとします。
 - (4) (1)、(2)、(3)において、当社は誠実に当該サービスの維持及び運用を行うものとし、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 9) 保守業務の範囲
- (1) 当社は、以下の保守業務を実施します。
 - (i) 対象物件のランプの状態確認
 - (ii) 対象物件の電源スイッチのオフ/オン、または電源ケーブルの抜き差し
 - (iii) 対象物件のリセットボタン押下(i)から(iii)においては、対象物件等に故障が発生、または故障発生の疑いがある場合に限り契約者の指示に基づき実施します。保守業務は(i)から(iii)に定める業務のほか、申込書及び承諾書により別途定めることができるものとします。
 - (2) (1)の保守の範囲に関して、契約者は対象物件の保守にかかわる手順を事前に書面にて当社に提供するものとし(以下、「保守手引書」といいます。)、当社の保守業務はその保守手引書にしたがって実施するものとします。
 - (3) 契約者は、指示した業務によって起こりうるデータの喪失や契約者の対象物件等の物理的損害などの危険性を十分理解した上で、当社が別に定める手順により当社に業務を指示するものとします。当社は、契約者の指示に基づいて行った業務により発生した結果について一切の責任を負いません。保守業務の指示者は、契約者または契約者の意思を代行する第三者を含むものとします。
 - (4) 保守業務は、当社と保守業務の指示者との電話等連絡における業務完了確認をもって完了したものとします。
- 10) 保守業務の指示者
契約者は、保守業務の指示者を当社指定の方法により予め当社に通知するものとします。予め通知のない指示者からの保守業務は、受けられないものとします。
- 11) 保守業務に関する契約者の協力
- (1) 契約者の、本グローバル IP ネットワークサービス契約に基づく当社の保守業務に対して、最大限の協力をするものとし、保守に関して必要な場合は、当社は契約者の承諾を得た上で契約者の承諾を得た上で契約者の機器装置等は無償で自由に操作し、使用できるものとします。
 - (2) 契約者は、当社の保守業務上必要な場合には、契約者の工事・保守業者、来客者等を含む関係者(以下、「関係者」といいます。)に対して協力させるものとします。

- (3) 契約者は、当社からの求めに応じて、回線収容情報その他保守作業に必要な機器収容情報及び技術情報を提供するものとします。

12) 契約者が行う対象物件の作業

- (1) 契約者は、当社の事前の許可を得て、当社による建物内への入館対応のもとに対象物件の保管場所に立ち入り、対象物件の運用及び維持に必要な作業を行うことができるものとします。ただし、契約者は、二重床を開けてはなりません。
- (2) 前項の当社による建物内への入館対応は、原則として午前9時30分～午後5時30分とします。なお、土曜日、日曜日、法定休日及び12月29日から12月31日まで、及び1月2日から1月3日については、対象外とします。ただし、緊急を要する場合は、対象外となる日及び時間帯においても当社の承諾を得た上で必要な作業ができるものとします。
- (3) (2)に基づく当社による入館対応及び作業の立会いに伴う連絡先及び当社の故障受付連絡先等は承諾書に記載のとおりとします。
- (4) 契約者はデータセンター内において自らのケーブルの敷設を行ってはならないものとし、必要な場合は、当社の提供するコネクティビティサービスを利用することとします。なお、契約者の利用する複数のラックが隣接位置にある場合の当該ラック間を接続するためのケーブルの敷設はこの限りではありません。
- (5) 契約者は、(4)において二重床の開閉が必要な場合、当社に所定の手続きを行った上、当社の立会いのもと作業を行うこととします。この場合、当社が契約者の作業立会いを行った場合は、契約者は、申込書に定める料金を支払うものとします。
- (6) (4)において敷設されたケーブルにより、他の契約者に影響を及ぼす事象が発生した場合、または発生するおそれがあると当社が判断した場合、当社の指定する方法により再敷設頂く場合があります。この場合の工事に関する費用は契約者の負担とします。
- (7) 契約者は、対象物件と電気通信事業者の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続する場合は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)で定める場合を除き、電気通信事業法に定める工事担任者の資格者証の交付を受けている者にこれに関わる工事を行わせ、又は、実地に監督させることとします。

13) コネクティビティの提供

- (1) 当社は、以下の場合においてコネクティビティサービスを申込書に記載された内容で提供します。
 - (i) 契約者の対象物件間を接続する場合
 - (ii) 契約者の対象物件と当社の提供する回線サービスと接続する場合
 - (iii) 「15) 対象物件の工事等」で必要とされる場合
 - (iv) その他、当社が認めた場合
- (2) 当社は、前項の提供において、技術的に困難であるとき、又は当社の業務遂行に支障があるときは、契約者の申請を拒むことができるものとします。

14) ビル間コネクティビティの提供

当社は、当社が予め定めた区間に限り、データセンター間を接続するためのコネクティビティサービス(以下ビル間コネクティビティ)を以下の条件で提供します。ビル間コネクティビティの提供については、本条項に定めがない事項については別に当社が定めるビル間コネクティビティサービス提供条件書(以下条件書)および専用サービス契約約款(以下契約約款)の規定によります。なお、条件書と契約約款及び本規約に差異が生じた場合は、条件書によるものとします。

15) 対象物件の工事等

- (1) 契約者は、データセンター内にある「電気通信事業法第38条の2」に基づく東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西会社」といいます。)の指定電気通信設備と対象物件との接続工事を当社へ委託する場合、またはコネクティビティサービスをデータセンター内のNTT東西会社が使用するスペースで利用する場合は、その旨申し込むこととします。
- (2) (1)の工事を行う場合、契約者は別に定める手数料を支払うものとします。
- (3) (1)の工事を行う場合、「電気通信事業法第38条第2項及び第5項に基づく指定電気通信設備との接続に関する接続約款」に基づき、NTT東西会社から請求される立会費等の費用を契約者は当社に支払うものとします。

16) 電力の提供及び使用条件

- (1) 当社は、契約者の対象物件等に対する電力を承諾書に記載された内容で提供します。
- (2) 当社、次の各号のいずれかに該当し、電力の供給が不可能な場合は、契約者に対する電力の供給を中止し、又は契約者に電力使用の制限もしくは中止を求めることができるものとします。なお、その場合当社は予めその旨を契約者に通知することとしますが、緊急やむを得ない場合は、事後速やかに連絡することとします。
 - (i) 天災、火災又はその他の不可抗力等、当社の責に帰すべからざる事由により、正常な電力の供給が不可能になった場合
 - (ii) 当社の電力設備に故障が生じる又は故障が生じるおそれがある場合
 - (iii) 当社の電力設備の工事施工又は保守上やむを得ない場合
 - (iv) その他、保安上の必要がある場合
- (3) 当社の行う電力工事又は保守で契約者への電力供給に影響を与えるおそれがあるものの施工にあたっては、施工

- 方法、施工期間等について両者協議するものとし、契約者はこれに協力するものとします。
- (4) 当社は、契約者が次のいずれかに該当するに至った場合、契約者に対する電力の供給を中止することができるものとします。
- (i) 契約者がその責に帰すべき事由により、当社に重大な損害を与えた又はおそれがあるにも関わらず、契約者がその事由の解消に応じない場合
 - (ii) 契約者がその責に帰すべき事由により、当社に保安上の危険を及ぼしている場合
- なお、当社は(i)及び(ii)により電力の供給を中止した場合で、契約者がその事由となった事実を直ちに解消した場合は、当社はその事実を確認のうえ、契約者に対し電力の供給を開始することとします。
- (5) (2)により、当社が電力の供給を中止した場合、当社はその期間について申込書に基づく利用料金を日割計算により差し引くものとします。
- (6) 契約者が電力設備の使用の取り決めを申し出た場合、契約者は、契約者が当社の電力設備を使用するために当社が実施した工事がある場合の当社の当該工事並びに原状に復する工事に係る費用を負担するものとします。
- (7) 追加電力の提供にあたっては、当社が別に定める上限値までとします。

17) 料金

ご請求する料金の種類は以下のとおりです。なお、具体的な料金は申込書に定めます。

- 初期費用
- コロケーション工事費
- 月額利用料金
- コロケーション使用料

18) 最低利用期間等

コロケーションサービスの最低利用期間はサービスの利用開始日から1年間とします。最低利用期間は1ラック毎に適用されるものとします。ただし、予約期間は、最低利用期間に含まれないものとします。

19) コロケーションサービスに係る当社の責任の制限

- (1) 本グローバル IP ネットワークサービス契約に基づく対象物件の保管に関する当社の責任は、保管場所の環境を対象物件の維持及び運用に必要な状態に維持することのみとします。
- (2) 天変地変、火災、盗難、その他当社の責に帰すべからざる理由により、コロケーションサービスにおける契約者の対象物件等が消滅、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用され、契約者が直接的なあるいは間接的な損害を被ったとしても、その損害に対して当社はいかなる責任も負わないものとします。
- (3) (1)及び(2)に起因して、当社の責任でないと認められたものについては、第三者から当社になされた損害賠償請求等の補償についても、契約者の責任で対処するものとし、当社は免責されるものとします。
- (4) 当社は、対象物件に損害保険を附保し、対象物件が偶然な事故により被る損害を次号に基づき填補します。但し、対象物件がリース等により調達されたものであって、リース会社が事前に損害保険の附保を行っているものについてはこの限りではありません。保険を附保する対象物件とはハード資産であり、データ又はプログラムなどのソフト資産は含まれません。
 - (i) 偶然な事故とは、電気的現象による事故・取扱い上の不注意、その他保険会社が別に定める該当損害保険の契約約款に基づくものとします。
 - (ii) 当損害保険における保険金の支払額は、各対象物件の再調達価額を基準とし、その限度は設備収容1架毎に3,000万円とします。
 - (iii) 保険金の支払いにあたっては、契約者は当社へ、保険会社が定める請求申請書に従って、対象物件に関わる品名・数量・単価・購入金額・購入年月・購入先・損害額等必要な情報を提示するものとします。

20) 損害賠償

- (1) 当社は、グローバル IP ネットワークサービス契約において別に定める場合を除き、本グローバル IP ネットワークサービス契約に基づく債務を履行しないことにより、契約者に損害を与えた場合、グローバル IP ネットワークサービス契約の解約の有無に関らず、契約者に生じた通常の直接賠償をするものとし、当社の責任は、申込書に基づくコロケーションサービスに係る月額利用料金を限度額とします。なお当社は、間接損害、予見の有無を問わず特別の事情により生じた損害、逸失利益、データ又はプログラムの喪失・破損については、いかなる場合もその責を負わないものとします。
- (2) 当社の債務不履行その他当社の責に帰すべき事由により、契約者の関係者においても損害賠償請求等の事由が生じた場合には、同関係者に対しては契約者の責任と負担において対処するものとし、当社は、本グローバル IP ネットワークサービス契約に定める責任の限度で契約者に対して責任を負うものとします。
- (3) 第5条第4項第2号(iv)に基づき緊急処置を行なったことにより、契約者が損害を被ったとしても、その損害に対して当社および緊急処置を行なった者はいかなる責任も負わないものとします。
- (4) 本条(1)、(2)の規定は、コロケーションサービスの利用に関して当社が契約者に対して負う一切の責任を規定したものとします。

21) 自己責任の原則

- (1) 契約者は、コロケーションサービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム

が通知された場合は、契約期間及び契約解除後に関わらず、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし
ます。契約者がコロケーションサービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合、または第三者のクレームを通知
する場合においても同様とします。

- (2) 当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせた場合は、契約期間及び契約解除後に関わら
ず、契約者に当該損害の賠償を請求することができるものとします。

22) 利用責任者

- (1) コロケーションサービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ利用責任者を選任し、当社に書面で届け出るものとし
ます。利用責任者が交代したときは直ちに当社に書面で通知するものとします。通知がなく、連絡が取れないことによ
って引き起こされる損害に対して、当社は一切の責任を負いません。
- (2) 利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、本提供条件に基づくサービスの利用の適正化を図るも
のとし、

23) 契約者の禁止行為

- (1) 契約者は、コロケーションサービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為又はそれに類する行為をしてはなら
ないものとします。
- (i) データセンター内に発火、爆発、振動、臭気、騒音等のおそれがある物、大量の可燃物等を配備する又は持ち
込む行為
 - (ii) 他の利用者の設備に損傷を与える物を持ち込む行為
 - (iii) 当社へ設置する通信設備への不正アクセスをする行為
 - (iv) コロケーションサービスの妨害行為
 - (v) 日本国の定める「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」又はその他の法律もしくは公序良俗に抵触する
行為、またはそのおそれのある行為
 - (vi) 当社あるいは他の契約者、第三者の権利を侵害し、又は他の契約者及び第三者に迷惑・不利益等を与える行
為、またはそのおそれのある行為
 - (vii) その他当社が不適切と判断する行為
- (2) 契約者が前項の規定に違反し、当社が損害を受けたときは、契約者はその復旧に要する費用の負担をするものと
します。

24) 契約者の協力義務

- (1) 当社は以下の場合、契約者に対し、グローバルIPネットワークサービス契約に関する契約者の機器・情報・資料その
他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるもの
とします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。
- (i) 契約者によるグローバルIPネットワークサービス契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
 - (ii) 故障予防又は回復のため必要な場合
 - (iii) 技術上必要な場合
 - (iv) その他、当社が必要と判断する理由がある場合
- (2) 契約者は、コロケーションサービスが不正に利用され、又は利用されようとしているときには、直ちに当社に通知するも
のとし、コロケーションサービスの不正利用に係る当社の調査に協力するものとします。

25) 第三者への委託

契約者は、当社がコロケーションサービスを提供するにあたり、コロケーションサービスの全部または一部を当社の指定する
第三者に委託することを了承するものとします。

6. 付加サービス提供条件

1) IPv6 / IPv4 デュアルサービス

- (1) IPv6 / IPv4 デュアルサービスは、一本のアクセスラインでグローバル IP ネットワークにおいて IPv4 及び IPv6 双方の
プロトコルによるパケット通信を行うことを可能にするサービスです。
- (2) コロケーション向けトランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
- (3) コロケーション向けトランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払い
いただきます。
- (4) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
- 初期費用
 - IPv6 / IPv4 デュアルサービス工事費
 - 月額利用料金
 - IPv6 / IPv4 デュアルサービス使用料

2) バックアップポートサービス

- (1) バックアップポートサービスは、コロケーション向けトランジットサービス用のルータとは別のルータのポートをスタンバ
イ用として用意し、スタンバイ用ルータと契約者の端末設備間に予備回線を設置して、当社の電気通信設備の障害

- により通信が全くできない状態が生じた場合に自動的に瞬時に予備回線に切り替えるサービスです。
- (2) コロケーション向けトランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
 - (3) ご利用になるアクセスラインの種類によって、このサービスを利用できない場合があります。
 - (4) コロケーション向けトランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
 - (5) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 初期費用
 - バックアップポートサービス工事費
 - 月額利用料金
 - バックアップポートサービス使用料

3) DNS サービス

- (1) DNS サービスは、当社の電気通信設備により契約者が取得した独自ドメインのホスト名/IP アドレスの相互変換を行うDNS(Domain Name System)機能を提供するサービスです。契約者のご要望によりプライマリまたはセカンダリ DNS 機能を提供します。
- (2) コロケーション向けトランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
- (3) コロケーション向けトランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (4) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 初期費用
 - プライマリ DNS サービス工事費
 - 月額利用料金
 - プライマリ DNS サービス使用料

4) IP アドレス割り当て

- (1) IP アドレス割り当ては、当社が契約者に代わって日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)にコロケーション向けトランジットサービスに係る IP アドレスの割当て若しくは返却の申請を行うサービスです。
- (2) コロケーション向けトランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
- (3) /30 アドレスブロック以上が必要な場合には当社にアドレス使用計画情報を報告していただく必要があります。
- (4) コロケーション向けトランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (5) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 初期費用
 - IP アドレス割当サービス費用(1割当て申請毎)

7. コロケーション向けトランジットサービスに係るサービス品質保証(SLA)

1) 概要

コロケーション向けトランジットサービスをご利用の契約者すべてに SLA を適用させていただきます。保証内容は、「可用性」、「遅延時間」、「パケットロス」、「故障通知」、「平均ジッタ」、「最大ジッタ」の 6 項目になります。万が一サービス品質がそれぞれの基準値に達しなかった場合は、「2) 保証内容と返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLA の適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。

2) 保証内容と返還方針

(1) 可用性

当社は、契約者の責めによらない理由により、グローバル IP ネットワークサービスを全く利用できない状態が発生した場合、当社が故障を知った時刻(契約者が当社に修理の請求をした時刻又はその時刻以前に当社がそのことを知った場合はその知った時刻とします。)から起算して 15 分未満に故障を回復できなければ、次の表に定める 1 回の連続した故障回復までの時間に応じて料金を返還します。「可用性」について基準値「15 分未満」に達しなかった場合が 1 の暦月において複数回となるときは、月額利用料金の 30 分の 7 を上限として、それぞれの返還金額の合計を返還します。

故障回復までの時間	料金返還額
15 分以上 1 時間未満の場合	月額利用料金の 30 分の 1
1 時間以上 2 時間未満の場合	月額利用料金の 15 分の 1
2 時間以上 3 時間未満の場合	月額利用料金の 10 分の 1
3 時間以上 4 時間未満の場合	月額利用料金の 15 分の 2

4 時間以上 5 時間未満の場合	月額利用料金の 6 分の 1
5 時間以上 6 時間未満の場合	月額利用料金の 5 分の 1
6 時間以上の場合	月額利用料金の 30 分の 7

(2) 遅延時間

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の下記表内に定める提供区間において、当社が別に定める方法によりパケットの往復に要する時間(往復遅延時間)を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における往復遅延時間の月次平均時間とします。1の暦月において、各提供区間のうち月次平均時間が表中のそれぞれの基準値を超える区間があった場合、当社は月額利用料金の 1/30 を返還します。

提供区間	基準値(遅延時間)
Intra-Japan(日本国内)	25ms
Intra-Asia(アジア域内)	95ms
Intra-US(米国内)	60ms
Intra-Europe(欧州内)	35ms
Trans-Atlantic(米欧間)	90ms
Japan-US(日米間)	130ms
Japan-Europe(日欧間)	300ms

(3) パケットロス

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の 2)の表中の提供区間において、当社が別に定める方法によりパケット損失率(その提供区間の一端から送信されたパケットの当該提供区間における損失率をいいます)を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における平均パケット損失率とします。1の暦月において、各提供区間のうち平均パケット損失率が基準値「0.3%」を超える区間があった場合、当社は月額利用料金の 1/30 を返還します。

(4) 故障通知

当社は、グローバル IP ネットワークサービスに係る当社の電気通信設備の故障を検知した場合において、その故障を検知した時刻から起算して 30 分以内に契約者が指定する FAX 番号もしくはメールアドレスへ故障の発生をお知らせすることができなかつたときは、月額利用料金の 1/30 を返還します。当社の電気通信設備の故障を検知した後 30 分以内に故障の発生をお知らせできないことが1の暦月において複数回となる場合は、月額利用料金を上限として、それぞれの返還金額の合計を返還します。

(5) 平均ジッタ

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の(2)の表中の提供区間において、当社が別に定める方法によりジッタ値を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における平均ジッタ値とします。1の暦月において、各提供区間のうち平均ジッタ値が基準値「0.5ms」を超える区間があった場合、当社は月額利用料金の 1/30 を返還します。

(6) 最大ジッタ

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の(2)の表中の提供区間において、当社が別に定める方法によりジッタ値を測定し、該当暦月に測定したすべてのジッタ値のうち、10ms を超える割合が 0.1%を超えた場合、当社は月額利用料金の 1/30 を返還します。

(7) その他

(1)から(6)の規定による料金返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、月額利用料金を上限として、それぞれの料金返還金額の合計を返還します。

3) 返還対象月額利用料金

料金返還額の算定に使用する月額利用料金は、料金返還の事由が発生した暦月の利用料金(付加サービスに係る利用料金を除きます)となります。ただし、当該暦月において利用料金の日割りが行われた場合は、日割り額が対象の利用料金となります。なお、利用料金について、複数回線分が合算で規定されている等して回線毎の利用料金が明確に規定されていない場合は、各回線の品目(帯域)に応じて按分することにより、料金返還対象の回線に係る利用料金を算出し、それを料金返還額の算定に理容するものとします。

4) 返還申請

料金返還額の対象となる状況が発生した場合、契約者は当該状況が発生した日から起算して 60 日以内に当社まで返還申請をしてください。通常、返還処理は翌月分の請求時に実施されますが、故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。返還申請のない場合、SLA に係る料金返還は行いません。

5) 対象外事項

下記の場合においては SLA 対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第 27 条(利用料金の支払い義務)第 4 項の規定を適用します。

- (1) 「可用性」に係る SLA 対象外事項
 - (i) 本規約第 22 条(利用中止)の規定によりグローバル IP ネットワークサービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合
 - (ii) サービス提供範囲外における故障の場合
- (2) 「故障通知」に係る SLA 対象外事項
 - (i) 故障を当社が知った時点において、そのグローバル IP ネットワークサービスについて利用中止としている場合であって当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合又は利用停止としている場合
 - (ii) 故障通知先に係る電気通信設備の状況により、当社からその通知先に通知できない場合
 - (iii) サービス提供範囲外における故障の場合
 - (iv) 契約者が当社に修理依頼の連絡をしたことにより、当社がサービスの故障を知った場合
- (3) 「遅延時間」「パケットロス」「平均ジッタ」「最大ジッタ」に係る SLA 対象外事項
 - (i) その暦月中連続して利用中止又は利用停止があった場合
- (4) 全項目共通の SLA 対象外事項
 - (i) 契約者からの御要望による試験、工事等の場合
 - (ii) 契約者からの返還申請がなかった場合
 - (iii) 天災等、当社の不可抗力による場合

8. IPv6 / IPv4 デュアルサービスに係るサービス品質保証 (SLA)

1) 概要

IPv6/IPv4 デュアルサービスをご利用の契約者すべてに SLA を適用させていただきます。保証内容は、「可用性」、「遅延時間」、「パケットロス」の 3 項目になります。万が一サービス品質がそれぞれの基準値に達しなかった場合は、「2)保証内容と返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLA の適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。

2) 保証内容と返還方針

(1) 可用性

当社は、契約者の責めによらない理由により、グローバル IP ネットワークサービスを全く利用できない状態が発生した場合、当社が故障を知った時刻(契約者が当社に修理の請求をした時刻又はその時刻以前に当社がそのことを知った場合はその知った時刻とします。)から起算して 15 分未満に故障を回復できなければ、次の表に定める 1 回の連続した故障回復までの時間に応じて料金を返還します。「可用性」について基準値「15 分未満」に達しなかった場合が 1 の暦月において複数回となるときは、月額利用料金の 30 分の 7 を上限として、それぞれの返還金額の合計を返還します。

故障回復までの時間	料金返還額
15 分以上 1 時間未満の場合	月額利用料金の 30 分の 1
1 時間以上 2 時間未満の場合	月額利用料金の 15 分の 1
2 時間以上 3 時間未満の場合	月額利用料金の 10 分の 1
3 時間以上 4 時間未満の場合	月額利用料金の 15 分の 2
4 時間以上 5 時間未満の場合	月額利用料金の 6 分の 1
5 時間以上 6 時間未満の場合	月額利用料金の 5 分の 1
6 時間以上の場合	月額利用料金の 30 分の 7

(2) 遅延時間

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の下記表内に定める提供区間において、当社が別に定める方法によりパケットの往復に要する時間(往復遅延時間)を測定し、その値の平均を該当提供区間の 1 の暦月における往復遅延時間の月次平均時間とします。1 の暦月において、各提供区間のうち月次平均時間が表中のそれぞれの基準値を超える区間があった場合、当社は月額利用料金の 1/30 を返還します。

提供区間	基準値(遅延時間)
Intra-Japan(日本国内)	25ms

Intra-US(米国内)	60ms
Trans-Atlantic(米欧間)	90ms
Japan-US(日米間)	130ms

(3) パケットロス

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の「(2) 遅延時間」の表中の提供区間において、当社が別に定める方法によりパケット損失率(その提供区間の一端から送信されたパケットの当該提供区間における損失率をいいます)を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における平均パケット損失率とします。1の暦月において、いずれかの提供区間において平均パケット損失率が基準値「0.3%」を超えた場合、当社は月額利用料金の1/30を返還します。

(4) その他

(1)から(3)の規定による料金返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、月額利用料金を上限として、それぞれの料金返還金額の合計を返還します。

3) 返還対象月額利用料金

料金返還額の算定の際に使用する月額利用料金は、料金返還の事由が発生した暦月の IPv6 / IPv4 デュアルサービス使用料(IPv4に係る利用料金を除きます)となります。ただし、当該暦月において利用料金の日割りが行われた場合は、日割り額が対象の利用料金となります。

なお、利用料金について、複数回線分が合算で規定されている等して回線毎の利用料金が明確に規定されていない場合は、各回線の品目(帯域)に応じて按分することにより、料金返還対象の回線に係る利用料金を算出し、それを料金返還額の算定に利用するものとします。

4) 返還申請

料金返還額の対象となる状況が発生した場合、契約者は当該状況が発生した日から起算して 60 日以内に当社まで返還申請をしてください。通常、返還処理は翌月分の請求時に実施されますが、故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。返還申請のない場合、SLA に係る料金返還は行いません。

5) 対象外事項

下記の場合においては SLA 対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第27条(利用料金の支払い義務)第4項の規定を適用します。

(1)「可用性」に係る SLA 対象外事項

- (i)本規約第22条(利用中止)の規定によりグローバル IP ネットワークサービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合
- (ii)サービス提供範囲外における故障の場合

(2)「遅延時間」「パケットロス」に係る SLA 対象外事項

- (i)その暦月中連続して利用中止又は利用停止があった場合

(3)全項目共通の SLA 対象外事項

- (i)契約者からの御要望による試験、工事等の場合
- (ii)契約者からの返還申請がなかった場合
- (iii)天災等、当社の不可抗力による場合

(別紙3) IPv6 ネイティブサービス提供条件書

1. サービスメニュー

IPv6 ネイティブサービス提供条件書で規定するグローバル IP ネットワークサービスには以下のメニューがあります。

グローバル IP ネットワーク サービス	種類	SLA
	IPv6 ネイティブサービス	対象

2. 概要

IPv6 ネイティブサービスはインターネットプロトコルバージョン6によりグローバル IP ネットワークへの直接接続をご提供するサービスです

3. サービス提供条件

- サービスの提供範囲は、契約者指定回線の終端からグローバル IP ネットワークのバックボーンルータのポートまでです。サービスに自営端末設備やアクセスラインは含みません。
- 契約の単位はアクセスライン毎です。
- POP の設置拠点:
東京(大手町)、大阪(堂島)
- 料金メニューには固定型と従量型があります。
- 最低利用期間はサービス開始日から起算して一年間です。
- トラフィックは受信速度と送信速度が同じ対称型での提供となります。
- サポートするルーティングプロトコルは BGP4 またはスタティックです。
- 品目、利用プラン及び具体的な料金は別途申込書およびその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に定めます。
- IPv6 ネイティブサービスにおいて提供するインターフェース、アクセスラインは別途申込書に定めます。
- IPv6 ネイティブサービスに係るその他詳細の技術条件は、当社が別に定める「IP トランジットサービスのご提供に関する確認事項」に従うものとします。
- ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
初期費用
通網工事費(IPv6 ネイティブサービス)
月額利用料金
IPv6 ネイティブサービス使用料

4. 従量型料金の課金方式

(別紙1) トランジットサービス提供条件書に定める「4. 従量型料金の課金方式」に準じます。

5. IPv6 ネイティブサービスに係るサービス品質保証(SLA)

1) 概要

IPv6 ネイティブサービスをご利用の契約者すべてに SLA を適用させていただきます。保証内容は、「可用性」、「遅延時間」、「パケットロス」の3項目になります。万が一サービス品質がそれぞれの基準値に達しなかった場合は、「2) 保証内容と返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLA の適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。

2) 保証内容と返還方針

(1) 可用性

当社は、契約者の責めによらない理由により、グローバル IP ネットワークサービスを全く利用できない状態が発生した場合、当社が故障を知った時刻(契約者が当社に修理の請求をした時刻又はその時刻以前に当社がそのことを知った場合はその知った時刻とします。)から起算して15分未満に故障を回復できなければ、次の表に定める1回の連続した故障回復までの時間に応じて料金を返還します。「可用性」について基準値「15分未満」に達しなかった場合が1の暦月において複数回となるときは、月額利用料金の30分の7を上限として、それぞれの返還金額の合計を返還します。

故障回復までの時間	料金返還額
15分以上1時間未満の場合	月額利用料金の30分の1
1時間以上2時間未満の場合	月額利用料金の15分の1
2時間以上3時間未満の場合	月額利用料金の10分の1
3時間以上4時間未満の場合	月額利用料金の15分の2

4 時間以上 5 時間未満の場合	月額利用料金の 6 分の 1
5 時間以上 6 時間未満の場合	月額利用料金の 5 分の 1
6 時間以上の場合	月額利用料金の 30 分の 7

(2) 遅延時間

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の下記表内に定める提供区間において、当社が別に定める方法によりパケットの往復に要する時間(往復遅延時間)を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における往復遅延時間の月次平均時間とします。1の暦月において、各提供区間のうち月次平均時間が表中のそれぞれの基準値を超える区間があった場合、当社は月額利用料金の 1/30 を返還します。

提供区間	基準値(遅延時間)
Intra-Japan(日本国内)	25ms
Intra-US(米国内)	60ms
Trans-Atlantic(米欧間)	90ms
Japan-US(日米間)	130ms

(3) パケットロス

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の「(2) 遅延時間」の表中の提供区間において、当社が別に定める方法によりパケット損失率(その提供区間の一端から送信されたパケットの当該提供区間における損失率をいいます)を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における平均パケット損失率とします。1の暦月において、いずれかの提供区間において平均パケット損失率が基準値「0.3%」を超えた場合、当社は月額利用料金の 1/30 を返還します。

(4) その他

(1)から(3)の規定による料金返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、月額利用料金を上限として、それぞれの料金返還金額の合計を返還します。

3) 返還対象月額利用料金

料金返還額の算定の際に使用する月額利用料金は、料金返還の事由が発生した暦月の利用料金となります。ただし、当該暦月において利用料金の日割りが行われた場合は、日割り額が対象の利用料金となります。

なお、利用料金について、複数回線分が合算で規定されている等して回線毎の利用料金が明確に規定されていない場合は、各回線の品目(帯域)に応じて按分することにより、料金返還対象の回線に係る利用料金を算出し、それを料金返還額の算定に理容するものとします。

4) 返還申請

料金返還額の対象となる状況が発生した場合、契約者は当該状況が発生した日から起算して 60 日以内に当社まで返還申請をしてください。通常、返還処理は翌月分の請求時に実施されますが、故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。返還申請のない場合、SLA に係る料金返還は行いません。

5) 対象外事項

下記の場合においては SLA 対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第 27 条(利用料金の支払い義務)第 4 項の規定を適用します。

(1) 「可用性」に係る SLA 対象外事項

- (i) 本規約第 22 条(利用中止)の規定によりグローバル IP ネットワークサービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合
- (ii) サービス提供範囲外における故障の場合

(2) 「遅延時間」「パケットロス」に係る SLA 対象外事項

- (i) その暦月中連続して利用中止又は利用停止があった場合

(3) 全項目共通の SLA 対象外事項

- (i) 契約者からの御要望による試験、工事等の場合
- (ii) 契約者からの返還申請がなかった場合
- (iii) 天災等、当社の不可抗力による場合

(別紙4)スマートコンテンツデリバリー提供条件書

1. サービスメニュー

スマートコンテンツデリバリー提供条件書で規定するグローバルIPネットワークサービスには以下のメニューがあります。

グローバルIPネットワークサービス	種類		SLA
	スマートコンテンツデリバリー	リバースプロキシキャッシュ	
付加サービス		SSL サービス	対象外
		海外配信(米国配信)	対象外
		海外配信(欧州配信)	対象外
		海外配信(中国配信)	対象外
削除		削除	
削除		削除	削除
		削除	削除

2. 概要

スマートコンテンツデリバリーは、グローバルIPネットワーク上で提供されるコンテンツ配信サービスです。

3. リバースプロキシキャッシュ提供条件

- 1) エンドユーザから契約者のコンテンツへのアクセスに対して、オリジンサーバに代わって当社のグローバルIPネットワーク上に分散配置された専用キャッシュサーバから代理配信するコンテンツ配信サービスです。
- 2) 提供範囲は、グローバルIPネットワーク上に設置されているDNSシステムとキャッシュサーバになります
- 3) 契約の単位はFQDN毎です。
- 4) 契約期間はサービス利用開始日から起算して1年間です。契約期間満了の1ヶ月前までに契約者又は当社より相手に契約解除又は契約内容変更の申し出がない場合、契約期間は1年間自動更新されたものとみなします。
- 5) サービスプランは別途申込書およびその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に定めます。
- 6) 一つのFQDNに対するグローバルDNSサービス機能を含んでいます。
- 7) 本サービスに係るその他詳細の技術条件は、当社が別に定める「スマートコンテンツデリバリーご利用時の技術情報」に従うものとします。
- 8) サービスプランに含まれたデータ伝送量を超えた場合は、申込書に定められたリバースプロキシキャッシュ使用料(加算額)を頂きます。
- 9) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 初期費用
 - リバースプロキシキャッシュ工事費
 - 月額利用料金
 - リバースプロキシキャッシュ使用料(基本額)*1
 - リバースプロキシキャッシュ使用料(加算額)*2

(*1) 基本額とは、申込書に定めるサービスプランの使用料です。その月のご利用データ伝送量がサービスプランに含まれるデータ伝送量を超えない場合であっても、基本額はお支払いいただきます。

(*2) 加算額とは、サービスプランに含まれるデータ伝送量を超えた超過データ転送量(*3)の使用料です。

(*3) 超過データ伝送量計測方法

- i) 月末に、契約者が指定した国内及び海外に設置されたキャッシュサーバから代理配信された一ヵ月間(日本標準時間JSTによる1日の午前0時から末日の午後12時)のデータ伝送量を当社の計測機器によって測定いたします。
- ii) i)の伝送量を合計します。
- iii) ii)で得られた合計値からご契約のサービスプランに含まれるデータ伝送量を引いたものが超過データ伝送量になります。

4. 削除

5. カスタマーポータル

- 1) スマートコンテンツデリバリーをご利用の契約者の利便性を高めるために無料で提供する機能です。カスタマーポータルで提供する情報及び機能は以下の通りです。
 - (1)スマートコンテンツデリバリーシステムの可用性
 - (2)キャッシュサーバの配信帯域(Mbps)
 - (3)キャッシュサーバの月間配信量(MB)
 - (4)キャッシュされているコンテンツの強制更新
 - (5)アクセスログのダウンロード
- 2) FQDN 毎の提供になります。
- 3) Web インターフェースのご提供となります。そのため、契約者の使用するブラウザを当社指定のバージョンにしていたことが前提となります。
- 4) 本レポートの表示データについては、一部または全部の欠落及び異常が生じる場合があります。

6. 付加サービス提供条件

1) SSL サービス

- (1) SSL(Secure Socket Layer)サービスは、リバースプロキシキャッシュの利用に際し、コンテンツ配信時のパケットを暗号化するサービスです。
- (2) リバースプロキシキャッシュをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
- (3) SSL で使用する鍵は契約者にてご用意いただきます。
- (4) リバースプロキシキャッシュに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。日本及び海外の複数の地域にて SSL サービスをご利用になる場合、本付加サービスに係る料金はご利用地域毎に発生します。
- (5) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「スマートコンテンツデリバリーご利用時の技術情報」に従うものとします。
- (6) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 初期費用
 - SSL サービス工事費
 - SSL サービス工事費(米国):米国配信で SSL サービスをご利用になる場合
 - SSL サービス工事費(欧州):欧州配信で SSL サービスをご利用になる場合
 - 月額利用料金
 - SSL サービス使用料
 - SSL サービス使用料(米国):米国配信で SSL サービスをご利用になる場合
 - SSL サービス使用料(欧州):欧州配信で SSL サービスをご利用になる場合

2) 海外配信(米国配信、欧州配信)

- (1) 海外配信(米国配信、欧州配信)とは、海外(米国又は欧州)に設置されたキャッシュを利用してコンテンツ配信を行うサービスです。
- (2) リバースプロキシキャッシュをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
- (3) その他詳細な技術条件は、当社が別に定める「スマートコンテンツデリバリーご利用時の技術情報」に従うものとします。
- (4) リバースプロキシキャッシュに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。なお、料金はご利用地域毎に発生します。
- (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - (i) リバースプロキシキャッシュにて海外配信をご利用の場合
 - 初期費用
 - リバースプロキシキャッシュ工事費(米国):米国に設置されたキャッシュサーバをご利用になる場合
 - リバースプロキシキャッシュ工事費(欧州):欧州に設置されたキャッシュサーバをご利用になる場合
 - 月額利用料金
 - リバースプロキシキャッシュ使用料(米国):米国に設置されたキャッシュサーバをご利用になる場合
 - リバースプロキシキャッシュ使用料(欧州):欧州に設置されたキャッシュサーバをご利用になる場合
 - (ii) 削除

3) 中国配信

- (1) 中国配信は、中国に設置されたキャッシュサーバを利用してコンテンツ配信を行うサービスです。
- (2) リバースプロキシ - キャッシュをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
- (3) リバースプロキシ - キャッシュとは別の FQDN でのご利用となります。
- (4) サービスプランは別途申込書およびその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に定めます。
- (5) 中国配信ではストリーミング、SSL サービスは提供しておりません。
- (6) 契約期間は本付加サービスの利用を開始した日から起算して一年間です。
- (7) 中国配信には、基本サービスとして別途当社の定めるキャッシュサーバ10台が含まれます。
- (8) ピークトラフィックが100Mbpsを超える場合、キャッシュサーバを追加いただきます。追加キャッシュサーバのご利用には、

基本サービスとは別に申込書に定める追加料金をお支払いいただきます。

- (9) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「スマートコンテンツサービスご利用時の技術情報(中国配信オプション)」に従うものとします。
- (10) 中華人民共和国の規制により、不適切と判断されたコンテンツが無断で削除される場合がございます。本件について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (11) 中国配信専用のカスタマーポータルをご利用いただけます。中国配信をご利用の契約者の利便性を高めるために無料で提供する機能です。リバースプロキシ - キャッシュでご利用のカスタマーポータルとは異なります。
 - i) 本カスタマーポータル上で提供する情報及び機能は以下の通りです。
 - ・中国配信用キャッシュサーバの可用性
 - ・中国配信用キャッシュサーバの配信帯域
 - ・中国配信用キャッシュサーバの配信量
 - ・キャッシュされているコンテンツの強制更新
 - ・アクセスログのダウンロード
 - ・パスワード変更
 - ii) FQDN 毎の提供になります。
 - iii) Web インターフェースのご提供となります。そのため、契約者の使用するブラウザを当社指定のバージョンにしておくことが前提となります。
 - iv) 中国標準時間(CST)での表示になります。
 - v) レポートの表示データについては、一部または全部の欠落及び異常が生じる場合があります。
 - vi) レポートの表示期間には、別途定める制限があります。
- (12) リバースプロキシキャッシュに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (13) 当社は別途定める方法により、中国配信に係る課金対象トラフィックを計測します。当該計測方法は、リバースプロキシキャッシュに係る課金対象トラフィックの計測方法と異なります。
- (14) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 初期費用
 - リバースプロキシキャッシュ工事費(中国)
 - 月額利用料金
 - リバースプロキシキャッシュ使用料(中国・基本額)*1
 - リバースプロキシキャッシュ使用料(中国・加算額)*2
 - 追加キャッシュサーバ使用料:追加キャッシュサーバをご利用の場合
 - (*1) 基本額とは、申込書に定めるサービスプランの使用料です。その月のご利用データ伝送量がサービスプランに含まれるデータ伝送量を超えない場合であっても、基本額はお支払いいただきます。
 - (*2) 加算額とは、サービスプランに含まれるデータ伝送量を超えた超過データ転送量(*3)の使用料です。
 - (*3) 超過データ伝送量計測方法
 - i) 月末に、契約者が指定した中国に設置されたキャッシュサーバから代理配信された一ヶ月間のデータ伝送量を当社が別途定める方法によって測定いたします。
 - ii) i)の伝送量を合計します。
 - iii) ii)で得られた合計値からご契約のサービスプランに含まれるデータ伝送量を引いたものが超過データ伝送量になります。

7. リバースプロキシ - キャッシュに係るサービス品質保証(SLA)

1) 概要

リバースプロキシキャッシュをご利用の契約者すべてに SLA を適用させていただきます。保証内容は「可用性」の1項目になります。万が一サービス品質が基準値に達しなかった場合は、「4.返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLA の適用にあたってお申込み、追加料金は必要ありません。

2) 保証内容

- (1) 当社は、リバースプロキシキャッシュが100%利用可能であることを目標としています。
- (2) 削除
- (3) 付加サービスはSLAの対象外です。

3) 計測方法

- (1) 契約者には、当社が用意する試験用コンテンツを当社指定の方法で契約者のオリジンサーバに保存いただきます。
- (2) 当社は、当社の SLA 計測機器により試験用コンテンツをキャッシュサーバから取得し、連続して 15 分間取得確認できないことがない場合、リバースプロキシキャッシュサービスが100%利用可能であるとみなします。

4) 返還方針

- (1) 当社は、「3.計測方法」で定義した方法で1日のうち1度でも100%に満たなかった場合、当該暦月の月額利用料金の30分の1を返還いたします。ただし、1日のうち100%に満たなかった場合が複数回あった場合であってもその1日の返還金額の上限は当該暦月の月額利用料金の30分の1とします。

- (2) 料金返還額の算定の際に使用する月額利用料金は、当該暦月の利用料金のうち、「リバースプロキシキャッシュ使用料(基本額)」に該当するものに限り、ただし、当該暦月において利用料金の日割りが行われた場合は、日割り額が対象の利用料金となります。なお、複数 FQDN 分の利用料金が合算にて規定されている等して FQDN 毎の利用料金が不明確な場合は、合算利用料金を合算対象となっている FQDN 数で割ることにより返還対象の FQDN に係る利用料金を算出し、それに基づき料金返還額を算出するものとする。
- (3) 当社は、1の暦月において、料金返還の対象となる事象が発生した日が複数となる場合は、(2)に規定する月額利用料金を上限として、それぞれの返還金額の合計を返還します。

5) 返還申請

料金返還の対象となる状況が発生した場合、契約者は当該状況が発生した日から起算して 60 日以内に当社まで返還申請をして下さい。通常、返還処理は翌月分の請求時に実施されますが、故障発生 of 時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。返還申請のない場合、SLA に係る料金返還は行いません。

6) 対象外事項

下記の場合においては SLA 対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第 27 条(利用料金の支払い義務)第 4 項の規定を適用します。

- (1) 契約者からの要望による試験、工事等の場合
- (2) 契約者のオリジンサーバの障害等、当社の責めによらない障害が発生した場合
- (3) 契約者の故意または過失により、試験用コンテンツがキャッシュサーバから取得できなかった場合
- (4) 料金返還の対象となる事象が発生した時点において、リバースプロキシキャッシュが本規約第 22 条(利用中止)又は本規約第 23 条(利用停止)に基づき利用ができない状態の場合
- (5) 契約者からの返還申請がなかった場合
- (6) 天災等当社の合理的な支配を超える事由を含む不可抗力による場合

附 則(平成 19 年 9 月 18 日 グ G I N 第 700231 号)
(実施期日)

この規約は、平成 19 年 9 月 28 日から実施します。

附 則(平成 20 年 4 月 25 日 グ G I N 第 800027 号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 4 月 30 日から実施します。
- 2 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則(平成 21 年 1 月 29 日 グ G I N 第 800057 号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 2 月 2 日から実施します。
- 2 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 4 この附則実施の際現に、グローバル IP ネットワークサービス利用規約で提供するスマートコンテンツデリバリー契約者は、当社が提供するグローバル IP ネットワークサービス利用規約の規定により、次の条件で引き続き契約サービスを提供するものとします。

1) メニュー

グローバル IP ネットワークサービス	種類		SLA
	スマートコンテンツデリバリー	ストリーミング	
	付加サービス	海外配信(米国配信)	対象外
		海外配信(欧州配信)	対象外

2) ストリーミング提供条件

- (1) 映像や音楽をストリーミング形式で配信するサービスです。ストリームサーバ上にあらかじめ蓄積されたファイルの再生を行う On-demand 形式と、映像の記録や配信と同時に再生のできる Live 形式をサポートいたします。
- (2) ストリーミング配信可能フォーマットは Microsoft Windows Media です。
- (3) サービスプランは別途申込書に定めます。
- (4) 契約期間はサービスの利用開始日から起算して一年間です。
- (5) On-demand 形式、Live 形式ともに提供可能なログ形式は当社指定のフォーマットになります。
- (6) 本サービスに係るその他詳細の技術条件は、当社が別に定める「スマートコンテンツデリバリーご利用時の技術情報」に従うものとします。
- (7) ご請求する料金の種類は以下の通りです。

初期費用

ストリーミング工事費

月額料金

ストリーミング使用料(基本額)*1

ストリーミング使用料(加算額)*2

(*1) 基本額とは、申込書に定めるサービスプランの使用料です。その月のご利用データ伝送量がサービスプランに含まれるデータ伝送量を超えない場合であっても、基本額はお支払いいただきます。

(*2) 加算額とは、サービスプランに含まれるデータ伝送量を超えた超過データ転送量(*3)の使用料です。

(*3) 超過データ伝送量計測方法

i) 月末に、契約者が指定した国内及び海外に設置されたキャッシュサーバから代理配信された一ヵ月間(日本標準時間 JST による 1 日の午前 0 時から末日の午後 12 時)のデータ伝送量を当社の計測機器によって測定いたします。

ii) i) の伝送量を合計します。

iii) ii) で得られた合計値からご契約のサービスプランに含まれるデータ伝送量を引いたものが超過データ伝送量になります。

3) 海外配信(米国配信、欧州配信)

- (1) 海外配信(米国配信、欧州配信)とは、海外(米国又は欧州)に設置されたキャッシュを利用してコンテンツ配信を行うサービスです。

- (2) ストリーミングをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
- (3) その他詳細な技術条件は、当社が別に定める「スマートコンテンツデリバリーご利用時の技術情報」に従うものとします。
- (4) ストリーミングに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
なお、料金のご利用地域毎に発生します。
- (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - (i) ストリーミングにて海外配信をご利用の場合
 - 初期費用
 - ストリーミング工事費(米国):米国に設置されたキャッシュサーバをご利用になる場合
 - ストリーミング工事費(欧州):欧州に設置されたキャッシュサーバをご利用になる場合
 - 月額料金
 - ストリーミング使用料(米国):米国に設置されたキャッシュサーバをご利用になる場合
 - ストリーミング使用料(欧州):欧州に設置されたキャッシュサーバをご利用になる場合

- 4) ストリーミングに係るサービス品質保証(SLA)
ストリーミングサービスは SLA の対象外です。

附 則(平成 21 年 6 月 25 日 グ I P B 第 900095 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 7 月 1 日から実施します。
- 2 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。